



令和 5 年 2 月 20 日

産学官共同研究プロジェクトに向けたマッチングスキームの案内

国立研究開発法人日本医療研究開発機構
創薬事業部 医薬品研究開発課

国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)では、令和 5 年度創薬基盤推進研究事業に係る産学官共同創薬研究プロジェクト型研究開発課題の「産学官共同 mission-oriented (MO) 型創薬技術研究プロジェクト (GAPFREE6)」及び「薬用植物国産化・利活用の実装化に向けた産地形成に資する研究」に関する公募を令和 5 年 2 月 20 日～5 月 22 日にて行います。

本プロジェクトは、アカデミアと参画企業が、患者の視点、関係学会や関連業界の視点、さらに官の施策等の様々な要因を踏まえ、取り組むべき医療ニーズや社会的ニーズを明確化した上で、自ら課題とゴール(到達目標)の設定を行い(ミッションの設定)、その解決を目指した産学グループによる共同研究を推進します。

そこで、アカデミア及び企業等の双方の希望を踏まえた産学グループを構築して頂くため、アカデミアと企業等との本プロジェクト共同参画のためのマッチングスキームを案内します。

なお、公募内容については、公募情報『令和 5 年度「創薬基盤推進研究事業(産学官共同型研究)」に係る公募(2次公募)について』にてご確認ください。参照：https://www.amed.go.jp/koubo/11/01/1101B_00041.html

I. マッチングスキーム

本プロジェクトへの応募に向け、アカデミア及び参画企業等とのマッチングを希望される場合、次の手順に従い、本スキームを利用してください。なお、本スキームには、【タイプ I】アカデミア発の研究概要訴求型と【タイプ II】参画企業発の企業ニーズ訴求型を準備しています(マッチングの概略図も参照ください)。

【タイプ I】アカデミア発研究概要訴求型

(1)アカデミアによる研究概要書の登録(ステップ1)

企業との研究を検討しているアカデミアは、本プロジェクトに応募しようとする研究の概略を記載したアカデミア研究概要書(様式 I-1)をAMEDに登録してください(複数登録可)。

AMEDは、登録のあったすべての研究概要書【本文】について、匿名化した上で随時公開し、公募期間中AMEDウェブサイト公表します(ただし、アカデミアから公開中止の申し入れがあった時点で、AMEDウェブサイトでの公開を中止します)。アカデミアは、このような取扱いを理解した上で、研究概要書を作成してください。

(2)参画検討企業による要望書の登録(ステップ2)

参画検討企業は、ステップ1で示されたアカデミア研究概要書のうち、参画を検討するものについて、企業要望書(様式 I-2)をAMEDに登録してください。

AMEDは、登録のあった要望書について、管理番号を付した上で、該当するステップ1のアカデミアへ随時送付します(管理番号は参画検討企業にもフィードバックします)。

(3) アカデミアによる回答書の登録、及び、交渉開始(ステップ3)

ステップ2で要望書を送付されたアカデミアは、管理番号を記載の上、交渉開始可否に係るアカデミア回答書(様式 I-3)をAMEDに登録してください。

AMEDは、回答内容について、要望書を提出した参画検討企業へ随時送付します。なお、アカデミアは複数企業と連携することは可能であり、回答書において、マッチングに関する直接交渉を希望する旨表明された場合、アカデミアと参画検討企業は、公募申請に向けて直接交渉を開始することが可能です。

【タイプII】参画企業発企業ニーズ訴求型

(1) 参画検討企業によるニーズ概要書の登録(ステップ1)

参画検討企業は、本プロジェクトに応募しようとする研究ニーズの概略に関して公表可能な内容を記載した企業ニーズ概要書(様式 II-1)をAMEDに登録してください(複数登録可)。

AMEDは、登録のあったすべての企業ニーズ概要書【本文】について、匿名化した上で随時公開し、公募期間中AMEDウェブサイトに表示します(ただし、参画検討企業から公開中止の申し入れがあった時点で、AMEDウェブサイトでの公開を中止します)。参画検討企業は、このような取扱いを理解した上で、ニーズ概要書を作成してください。

(2) アカデミアによる提案書の登録(ステップ2)

アカデミアは、ステップ1で示された企業ニーズ概要書のうちマッチングを希望するものについて、研究の概略を記載したアカデミア提案書(様式 II-2)をAMEDに登録してください(複数登録可)。

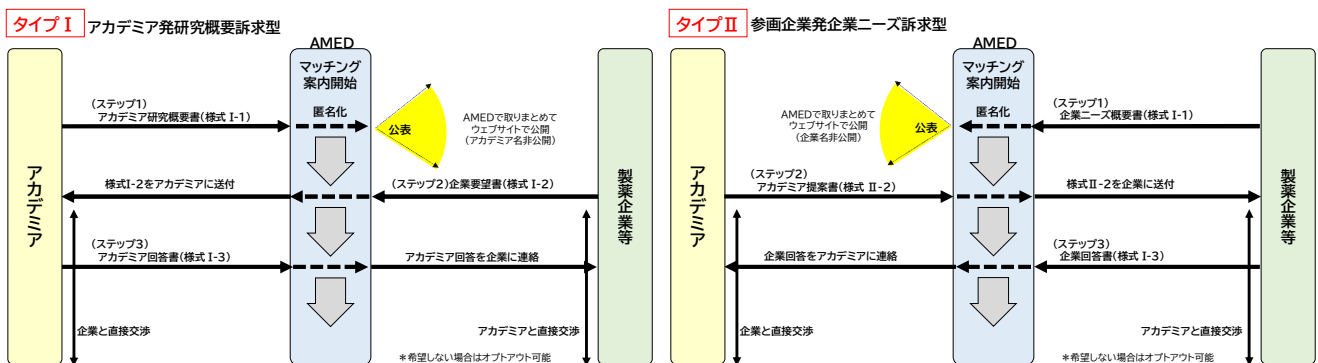
AMEDは、登録のあったアカデミア提案書について、管理番号を付した上で、参画検討企業へ随時送付します(管理番号はアカデミアにもフィードバックします)。

(3) 参画検討企業による回答書の登録及び交渉開始(ステップ3)

ステップ2で提案書を送付された参画検討企業は、管理番号を記載の上、交渉開始可否に係る企業回答書(様式 II-3)をAMEDに登録してください。

AMEDは、回答内容について、提案書を提出したアカデミアへ随時送付します。なお、回答書において、マッチングに関する直接交渉を希望する旨表明された場合、参画検討企業とアカデミアは、公募申請に向けて直接交渉を開始することが可能です。

【マッチングの概略図】



5 マッチングスキームの利用にあたって

(1) 留意事項

- ア 参画検討企業の資格要件は次のとおり。
 - ・ 公募要領「第2章 応募に関する諸条件等の「応募資格者」」に該当する機関であること。
 - ・ 公募要領「第3章 公募研究開発課題」の研究内容に円滑に対応できること。
- イ 本スキームにより得られるすべての情報については、公開情報を除き、本プロジェクトにおけるマッチングの目的で検討することのみに使用し、それ以外の目的で第三者に開示しないこと。
- ウ 同一のアカデミアが、同一又は同様の提案研究について、複数の参画検討企業とマッチング成立に向けた交渉を進めることは可能である。しかし、参画企業の独占性を確保するため、公募においては、同一又は同様の提案研究について、参画企業を変えること等により、異なるものとして応募することはできず、成立したいずれか1つのマッチングのみ応募することができる。同一アカデミアによる、同一又は同様の提案研究が複数応募された場合、公募要件を満たさないものとして全て採択されない。
- エ 各様式は、AMED からアカデミア又は参画検討企業に随時送付することとしており、AMED に登録した各様式の差し替えはできない。

(2) 複数の参画検討企業による共同参画

- ア 複数の企業が共同して参画を希望する場合、各様式には、複数の企業名を併記してください。この場合、代表となる機関及び代表者を設定していただき、AMED から送付される資料・情報については、代表者から、他の参画検討企業へ転送・連絡してください。
なお、マッチングスキームの途中から、複数の企業が共同して参画を検討することとなった場合、それ以後に作成する様式から、複数の企業名を併記してください。
- イ 一つの参画検討企業が、個社による登録と複数の企業等による登録の両方を行っている場合、AMED は、それぞれに対して、必要な資料・情報を送付します。参画検討企業として、いずれの立場で対応すべきか判断し適切に管理してください。

(3) 様式の作成・登録方法

- ア 様式はすべて PDF ファイル(文書に関する制限の無い形式)に変換の上、ファイルのプロパティに個人情報情報は含まれないようにして、登録してください。
- イ 各様式を複数登録する場合、【表紙】と【本文】がある様式については【表紙】と【本文】を併せて1つの PDF ファイルとした上で、複数の PDF ファイルに分けて登録してください。
- ウ メール件名及び添付ファイル名は各様式の指示に従ってください。
- エ 登録に当たっては、下記の専用メールアドレスに送信してください。なお、添付ファイルは 25MB 以内としてください。

登録先メールアドレス: souyakukiban-contact“AT”amed.go.jp

(E-mailの“AT”を@に変えてください。)

(4) 問い合わせ

プロジェクトの趣旨やマッチングについて、メールにて問い合わせください。

ただし、内容に関する相談は受けられません。

問い合わせ内容を簡潔にまとめ(3項目まで)、電子メールにて下記アドレスまで送付ください。

問い合わせメールアドレス: souyakukiban-contact“AT”amed.go.jp

(E-mailの“AT”を@に変えてください。)

以上